

計 画 書

鹿児島都市計画道路の変更（鹿児島市決定）

都市計画道路中8・7・3号甲突川自転車歩行者専用道路3号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主たる経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
特殊街路	8.7.3	甲突川自転車歩行者専用道路3号線	鹿児島市加治屋町	鹿児島市加治屋町		約440m	地表式	—	3.5m		自転車歩行者専用道路

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

8・7・3号 甲突川自転車歩行者専用道路3号線については、自動車及び自転車の交通量の増加による、自転車及び歩行者の安全と交通の円滑化を図ることを目的に、昭和53年2月3日に甲突川左岸高見橋下流側を起点とし、維新ふるさと館前を通り、甲突川左岸高麗橋上流側を終点とする延長L=約440m区間を都市計画決定し、整備を行っている。

また、「鹿児島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、都市計画の目標において、「市街地の中心を流れる甲突川、歴史的に由緒のある加治屋町周辺など地域に点在する資源を活用して、かごしまの特性を活かした景観の形成、交流空間の整備を図る。」としている。

県において、県民や観光客が川に親しみ、憩える場となる水辺空間を創出するため、市の甲突川周辺の整備と連携し、延長約4.8km(武之橋から岩崎橋間)の区間について、散策路の平滑化など『甲突川リバーサイドウォーク整備』を計画している。その整備計画の一つとして維新ふるさと館前に、本道路と散策路(高水敷)の間を昇降するための階段の設置を予定している。

今回、階段の設置に伴い、本道路のうち延長L=約67mの区間について、道路線形の変更が生じることから、本案のとおり変更し、その整備を図るものである。